

かいほう

令和2年3月31日発行

東京都公立小学校事務職員会

発行 会長 五井 康士 (板橋区立北野小)

編集 広報部 内野 和美 (港区立青南小)

〒107-0062 港区南青山 4-21-15

TEL 03(3404)8609

小野 明 (新宿区立津久戸小)

東京都公立小学校事務職員会 会報 第201号

<https://tojimu.com/>

第59回東京都公立小学校事務職員会研究大会 【令和2年2月7日(金)世田谷区 北沢タウンホール】

研究協議報告

研究協議1「支部紹介」～足立支部の現状と課題～

足立区立小学校事務職員会

皆様こんにちは。ただ今ご紹介をいただきました、足立支部でございます。本日は研究協議ということで、足立区の紹介や足立支部の現状と課題についてお話をさせていただきます。話す内容については事前にご案内のとおり、①学校徴収金におけるゆうちょブラウザ方式、②区非常勤職員学校事務専門員Ⅱの配置、③副校長補佐の3点です。ですが、研究発表というよりは、事例紹介や状況報告のような感じですので、少しでも皆様の参考になればいいなと考えております。また、当初は複数支部での合同協議会のような形式で参加したいと思っていたものですからいろいろと準備不足でして、本日のメンバーも足立支部からオジサン2人だけの参加となりました。しかもプロジェクターの利用もなく、資料と口頭のみとなりますがどうぞよろしく願いいたします。私が、新田小学校の前久保でございます。私の方からは小学校のお話をさせていただきますが、足立支部の紹介でもありますので、中学校に詳しい方にも来ていただいたほうがいいかなということで、もう1人が花保小学校の三ツ井さんに来ていただきました。三ツ井さんは、昨年まで蒲原中学校にいて中学校事務職員会の会長をされておられて、蒲原中学校は、副校長補佐さんが配置されている中学校でもあります。ちなみに私のほうは、昨年まで亀田小学校におられて、副校長補佐さんが配置されていた学校でした。

それでは研究収録11ページから足立区(支部)の紹介をさせていただきます

- ・足立区で有名な史跡や施設等をあげるとなると、なかなか思い浮かびませんので足立区ホームページの情報をそのまま掲載しました。(一般的なイメージとして、川が汚いとか治安が悪いなどといったマイナス面ばかり言われているようですが・・・)
- ・大学誘致が盛んになっています
放送大学(東京足立学習センター)(H5)
東京藝術大学(H18)、東京未来大学(H19)、帝京科学大学(H22)
東京電機大学(H24)、文教大学(R2 予定)
- ・ここ数年、足立区全域で都市基盤整備が進んでおり、その影響で当該地域の小学校児童数が急増しました。
西新井駅西口周辺地区開発(H19) ※亀田小
新田地区開発(H26) ※新田小
千住大橋駅南側開発(H26) ※千寿小
東武スカイツリーライン竹ノ塚駅鉄道高架化工事(H24～R4 予定)
江北地区整備(R4 予定) ※東京女子医科大学東センター、江北小、高野小
綾瀬駅東口周辺地区整備(R4 予定) ※綾瀬小
- ・学校数は小学校69校 中学校35校の計104校です
- ・2期制(H16)となっています
- ・一斉閉校日が年5日あります(年10回の土曜授業の振替として)
- ・学校選択制度改正(H30) 小学校は隣接学区校のみ選択希望できます
- ・おいしい給食(H20) 日本一おいしい給食を目指し区長が大変力を入れています

次に12ページからとなります

学校徴収金におけるゆうちょブラウザ方式について

まず、足立区の小中104校における学校徴収金の状況ですが、ゆうちょ銀行で行っているのは59校で残りの45校は信金等となっています。ただし、事務職員が関与していない学校も数校ありますので、そのようなときは副校長を窓口にして調整していくことになります。ブラウザ方式導入のきっかけになったのは、学校に入っているパソコンのOSがWindows7からWindows10に移行されてしまうという事からはじまりました。すぐに、ゆうちょに相談をしたところ、やはりWin10になってしまうと学納金システムが稼働できなくなるというものでした。何度となく、ゆうちょにWin10になっても学納金システムが動かせるようにしてほしいと頼んだのですがまったく駄目で、足立区教委にもいろいろと相談はしてみたのですが、いかんともしがたく結局ブラウザ方式に変えていくしかないということになりました。最初に事務職員全員を対象とした説明会を開催し、それまで使っていた学納金システムから移行する手順等をゆうちょ職員さんに話してもらいました。そして、ブラウザ方式に移行する際には、事前のデータテスト送信時にゆうちょの職員が立ち会ってアドバイスをしてくれました、そのほか移行に際してもいろいろと相談に乗っていただけました。ただし、ブラウザ方式の契約を全校(59校)終えて間もない頃に、ゆうちょから「続いて、ゆうちょBizダイレクト方式への契約変更をお願いします。」と案内されたのには正直がっかりしました。

【ブラウザ方式とゆうちょBizダイレクトの違い】

1回の送信件数が拡大(500件→5000件まで)されるので、1つのファイルで処理したい学校さんには便利です。

【今後の課題】

WEB上でデータを処理するCSVファイルを、今度は学納金システムで作れなくなりますので、ほとんどの事務職員の方が普通のエクセルソフトでCSVファイルを作成することになります。そのため、マウス等の誤操作一つでエクセルデータを壊してしまう危険性が常にあります。また、人によってはエクセルのエキスパート的なスキルを持った事務職員の方もいますが、逆に関数計算式など一度もいじったことがないという事務職員の方もいます。今後、人事異動などでこうした事務職員が入れ替わった際に、前の人で作ったエクセルデータを問題なく処理できるのだろうかという点が心配になります。また、何とかエクセルデータが処理できたとしても、最初の数ヶ月くらいはスムーズにできるのですが、次第に未納者が増えてきますし、就学援助の調整も入ってきます。学校によっては移動教室費、卒対費、PTA会費など複数の会計が複雑にからんでくる場合もあります。足立支部では、年に1回程度、事務職員会主催で研修会を開催しておりますが、今後どのように学校間の情報共有をうまく図っていけるのかが課題になるかと思っています。加えて、ゆうちょサイドからの今後の更なる変化があるのかどうかという点も最大の恐怖です。また、これから都立学校さんでも移行が本格的に始まるという事で、都の事務職員会さんのほうで簡易システムのものを作成するという噂も聞いております。

次に13ページから区非常勤職員の学校事務専門員Ⅱの配置について

これは、平成31年度から足立区の働き方改革の一環として動き出したものです。

働き方改革をまとめる前に、教員が現状の業務のうち特に負担に感じているのは何かという調査が足立区で行われました。

【小学校】1位 各種調査(33%) 2位 私費会計(28%) 3位 保護者対応(18%)

【中学校】1位 クラブ部活動(27%) 2位 各種調査(24%) 3位 私費会計(20%)

結果、私費会計への負担感があるということになりました。

参考として「学校事務専門員Ⅰ」とは足立区の非常勤職員で、小学校6名 中学校4名に配置されています。基本的には、新規採用者や初めて学校事務をする正規事務職員の補佐をしますが、状況によって病休等で正規事務職員が不在の事務室をすべて担うこともあります。その他、都費非常勤職員(事務専門員)が小学校に1名配置されています。これは、正規職員1名が被災地支援派遣となったため配置されているものです。

【学校事務専門員Ⅱ】

規模は26名採用で週4日勤務。4つの学校に週1日ずつ勤務します。自宅から学校まで直接出勤します。通勤手当は4つの学校ごとに、自宅からその学校までの通勤届を本人が区教委に提出し、週1日分の回数券計算額が支給されています。つまり通勤届が1人につき計4枚となります。実働時間は7時間30分となっていますが、区教委の担当係長さんから「詳しい時間は案内しないほしい」とのことでした。きっと学校の事情によって時間を変えているのでしょね、参考で新田小の時間をお話するのなら良いということなので、新田小では8時15分に学校に来て16時45分に帰っています、休憩時間1

時間で実働7時間30分となります。また、区教委から給料額は絶対に言わないでくれと頼まれましたので、一般的な非常勤さんがもらうような給料額程度とだけお話ししておきます。職務としては各学校の私費会計を処理するというものです。

【課題】始まったばかりですので、学校によっては教材費会計だけだったり、給食費会計なども含めた私費全般まで幅広く関与していたりと様々なようです。

採用に際しては、すでに居る事務パートさんがごっそり持っていかれましたが、元事務パートさんの時に私費会計をすでに経験済みの方が来る場合には即戦力なので良いのですが、経験もないのにパソコン操作が苦手という方ですと、数か月は見習い期間のような状況になってしまいます。区教委が細かくレクチャーをしてから現場に配置されるということは一切ございませんでした。また、せっかく苦勞して仕事を覚えてもらったとしても、1年（任用）ポッキリで辞められてしまった学校のその後が心配になります。

最後に副校長補佐についてです 足立区小学校1校 中学校1校

これについては、足立区の働き方改革メニューに載ってはいるのですが、根本的には都の事業で人事部職員課のパイロット事業となります。

事業の趣旨等については資料のとおりです。

【亀田小学校】やはり、どのような人を採用するかという点が大切だと感じています。とくに副校長さんの補佐ということになりますと、副校長は1年中忙しいわけですがけれども、副校長さんにとっては4月1日からの年度開始を円滑にスタートしたいとすごく気を使っていることと思います。そこに初めて学校で仕事をするというような方を補佐につけられても、副校長としても正直迷惑なんじゃないかと思っています。やはり、学校の勝手を知っている事務パートの人を送り出してやるのが一番いいと感じています。亀田小では事務パートさんが3人もいましたので影響は少なかったです。たしかに、せっかく育てた事務パートさんを抜かれるのは痛いですが、事務室の事情も知っている方が職員室で副校長さんの補佐をすることになったおかげで、これまで事務室に降り掛かってきた雑用の類が減ったように思います。また、印刷機や拡大機などの機器の使い方や注意点などを一から伝える必要もないですし、慣れてくれば、その方が不在の日でも、自然と「職員室内の事はなるべく副校長補佐がいるときに相談しよう」という流れが職員室内にできていくのを感じました。

また、そうした際にも副校長補佐という職名であることも良い影響となります。学校支援員とかのような非常勤名ですと、忙しくなった教員から急に仕事を振られる可能性があります。「副校長補佐」の看板名があれば、事前に副校長への声掛けなしに勝手にお申しなくなりすし、本当に必要なことかどうかを判断して副校長が許可するようにもなります。何しろ、取るに足らない雑用を頼もうとする教員も多いですから。

あとは、都で判断して拡大配置となるのか、都が拡大しないのであれば足立区が自分の人件費予算を使って拡大配置をするのかは、いまのところ情報はありません。いずれにしても、配置校数が大きくなった場合、事務パートさんが抜かれることになるかと思っています。

【花保小学校】昨年、蒲原中学校におりました三ツ井です。亀田小さんのケースでもそうでしたが、やはり人材が本当に重要になると思います。私の学校で採用した方の話ですが、学校経験がゼロで、パソコンがちょっと怪しいという方を採用してしまったために、年度当初から副校長先生がその方に仕事を教えるのに付きっきりになりました。1~2ヶ月で収まるかと思ったのですが、その方の年齢が高いということも関係があるのかもしれませんが、あまり仕事を覚えてくださらないので、結局ほぼ1年間、副校長先生は絶えずその方に関わり合っていないといけないという状況になってしまいました。先ほど前久保さんから人材として事務室から引き抜かれると大変だというお話がありましたが、ぜひとも学校に詳しい方を採用していただかないと、副校長先生が余計に大変になるだけです。連日、副校長が夜遅くまで残っているのを見て、助けてあげなければという気になりました。また、そうした状況が続けば多少なりとも事務室に「しわ寄せ」が来ます。もしこの事業に来年当たる学校がありましたら、ぜひとも人材だけは注意していただきたいと思います。

つたない説明でございましたが、足立支部からのお話しは以上でございます。ありがとうございました。

世田谷区立公立小学校事務職員会

※質疑応答のみ掲載

それではこれから、発表終了時間 15 時 20 分までの間、あと 12、3 分ほどありますので、質疑応答の時間を取らせていただきたいと思います。これから皆さんにご質問を考えていただく間、実は練馬区さんのほうで、今年度から新たに給食費を含む学校徴収金についてのシステムが導入されたという話を聞いております。それがどのようなものなのか、練馬区の方から簡単にお話しただけだと思っております。練馬区立谷原小学校の大井さん。よろしいでしょうか？

【大井】

世田谷区の事務職員の皆様、発表お疲れさまです。練馬区立谷原小学校の大井です。昨年度、世田谷区の学校に訪問しまして公会計化の勉強をさせていただきました。そのようなご縁で、練馬区の学校徴収金の報告をさせていただきます。

練馬区の学校規模は、小学校が 65、中学校が 33 で、予算の規模も世田谷区ととても似た状況です。給食センターは以前 2 箇所ありましたが、今はすべて自校給食になっています。親校給食もやっていて、10 校の親校があります。練馬区は今年度から学校徴収金システムが稼働しています。開発費用は 3000 万で、京都高度技術研究所が開発したシステムです。このシステムは給食費と教材費を私費会計のまま同時に扱うシステムです。集金方法は、システムに口座情報を登録して、集金する金額を入力して、そのデータをゆうちょ銀行に伝送します。集金された後のお財布は一つです。システムにお金の動きを入力すると、自動的に出納簿が作成されます。出納簿の項目はいくつでも作れます。児童は一人一人個別台帳を持っていて、集金状況が一目で分かるようになっています。未納者には当然マイナスが表示されます。支払いは、食材業者への支払い、栄養士が作業する栄養管理システムとリンクします。このシステム、昔はカロリーメイクを使っていましたが、このシステムにリンクするために業者が開発した栄養管理システムです。発注納品情報が業者支払い用に学校徴収金システムに送られるようになっています。システムから業者振り込みをします。教材業者も同じなのですが、4 月に予算を立ててシステムにその項目を入力します。その項目から教材業者への支払いをします。支払い結果も児童の個別台帳に記録されるようになっています。収入支出のデータを伝送する場合は、必ず学校長の承認作業が必要になっています。

では、この業務を誰が担っているのか。小学校は 18 学級以上に区費の非常勤事務が、中学校には規模に関係なく全校に非常勤の事務がいます。非常勤の事務が給食費を、教材費は教員が担うケースが一番多いと思っています。都費の事務が 1 名校の場合は、今まででも給食費業務に携わるかどうかは学校によって様々な状況です。本校は給食費を非常勤の事務が、教材費は各学年の会計担当教員が担っています。お金の管理は、お財布が一つなので、教員が教材システムをいじったら必ず情報を事務室にもらうようにしています。出納簿の数字と残高が一致しないことがあります。一番の地獄です。

ここからは、私個人の考えなのですが、給食費の公会計は大賛成です。業務は学校ではなく自治体が担うべきだと思っていますが、給食費を公会計化しても教材費が私費として残ってしまうため、課題は大きいと思っています。給食費も教材費もまとめて教育の無償化ができればいいなと私は思っています。練馬区全体の給食費は年間総額 26 億円になりますが、それを考えると練馬区が今回導入した新システムは、教材費と給食費と私費会計のままですが、学校に丸投げだった業務が標準化されたことは大きな成果だと思っています。簡単ですが、練馬区の報告とさせていただきます。

大井さんありがとうございました。それでは改めまして、ご質問がある方がいらっしゃいましたら挙手をお願い致します。

【質問】

京都市立H総合支援学校から参りました、Tと申します。世田谷区さんが様々な新しいシステム導入にご苦労されながらも、前向きに改革に取り組まれていらっしゃる事を聞いて、今回参加させていただいて大変良かったなと思いました。私から 2 件質問させていただきたいのですが、まず 1 点目は、給食費の未納者リスト等は学校に通知をされるのかということです。区教委からの催告・督促状が面談時に保護者へお話ししていただくように届くと仰られていたのですが、それは封書で届いて内容を学校が把握できるのかということをお訊ねしたいのと、もう一つは、未納金対応の負担軽減につながっているのか

どうか実感されておられるか？ということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

【回答】

本日は遠い所からありがとうございます。まず質問の1点目につきまして、未納者の情報はこちらで把握している限りでは学校に伝わってきてはおりません。一括して区教委で管理しています。未納者への督促等は原則として区教委が直接行っており、学校が協力する場合もあるのですが、催告書等が中身が見えない封書の状態で学校に送られてきて、学校はそれを保護者に手渡しするだけという状態です。未納がどうなったかという事については学校としては分からないという状況なのですが、区教委に出納率はどれほどですか、という事を事前に伺ったところ、具体的な数字はお出しできず申し訳ありませんが、平成30年度については100%近い数字で収納がありました。これは私費会計時とほぼ同程度という事だそうです。そのような回答でよろしいでしょうか？

【質問】

小さな事ですみません。公会計化された後に任意の金融機関を保護者が選択できるようになったと思いますが、支払いにかかる振替手数料や返金等にかかる金融機関の手数料については、どちらが持つのか教えてください。

【回答】

ありがとうございます。その金額は引かれていませんので、手数料は全て区で負担しているはずです。

研究協議3「学校における働き方改革」～事務職員の役割・在り方～

本会研究部

まずはじめに、

2019年1月に出された中教審「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」があります。皆さんご覧になったことがありますか？今回はこの答申内容を確認しつつ話していきたいと思います。この答申では、「事務職員の学校運営事務に関する専門性を生かしつつ、より広い視野に立って、学校運営について副校長とともに校長を補佐する役割を果たすことが期待されており、校務改善への参画がより一層必要である」と事務職員への期待が記されています。

この答申がだされるまでの経緯を簡単に説明すると、

2019年1月に中央教育審議会（以下、中教審）は「新しい時代の教育に向けた 持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を答申しました。これは教員の勤務実態の改善が直ちに必要な差し迫った状況にあるとの認識から、特別部会を設置し、2017年7月から21回にわたり議論し、2017年12月に「中間まとめ」を取りまとめ、これを踏まえて文科省は、2018年2月に「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」という通知を発出し、各教育委員会に対して必要な取り組みの徹底を促してきました。その後、学校の組織運営体制の在り方、学校の労働安全衛生管理、勤務時間管理の徹底、時間外勤務の抑制に向けた制度的な措置等について審議を行い、この答申をまとめています。

答申の内容を一部確認しながら、私たちの現状についてお話ししたいと思います。なお答申の内容については、最後のページに一部抜粋して記載してありますので該当箇所を見ながらお聞きください。

まず、働き方改革といえば、何といたっても勤務時間ですよ。例えば残業している方の場合、いかに残業をしないで仕事を終わらせるか？又は勤務時間をより有効に活用するにはどうしたら良いか？それらのためにはどう仕事・業務を改善すれば良いか？そして改善した仕事・業務を円滑にスムーズに行うにはどのような組織・体制にすれば良いか？皆さんも考えると思います。私も日々考えながら仕事をし

ています。今まで10分かかっていた仕事を1分で出来るようにならないか、もっと楽に仕事ができないかなあ…と。

では、答申の内容を見ながら話をしていきたいと思います。第3章に勤務時間の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進という項目があります。

もう既にご存知の方も多いと思いますが、私たち教職員の勤務時間等に関する制度の現状について簡単にお話すると、

公立学校の教職員については、一部の規定を除き、労基法が適用されています。

給与、勤務時間その他の勤務条件については、労基法の規定の範囲内で、東京都の条例で定められています。労基法32条において、「使用者は、労働者に休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。」「使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させてはならない。」と規定されており、その制約を受けます。

今現在私たちは東京都の条例で1日当たりの正規の勤務時間は7時間45分、週に38時間45分と定められています。

労働基準法において、一定の要件を満たした場合、ある一定の対象期間において、平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲で、同期間内の特定の週において40時間以上、特定の日に於いて8時間以上の労働をさせることができる「変形労働時間制」が認められており、一か月単位の変形労働時間制や一年単位の変形労働時間制に関する規定がある。この点、教職員を含めて地方公務員については、一か月単位の変形労働時間制は適用されるが、一年単位の変形労働時間制は適用されておらず、一年単位の変形労働時間を実施することはできない、となっています。と記載されています。

東京都においても国に対して東京都における公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾劾化についてとして提案しています。実は先日12月4日第200回臨時国会参議院本会議において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正する法律案(給特法改正案)が可決・成立されました。今後これにより1年単位の変形労働時間制を適用してきます。

皆さんもご存じのとおり、教員の長時間労働問題は深刻です。この改正案は、夏休み等の長期休業期間において、「学校における働き方改革を推進するため総合的な方策の一環として、夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること等が可能となるようにすることが目的です。つまり、授業期間を繁忙期として所定労働時間を増やし、長期休業期間を閑散期として所定労働時間を減らすことが可能となります。果たして総量として労働時間を削減する効果があるのでしょうか？

休憩時間については、労働基準法に基づいて、労働時間が6時間を超えて8時間以下である場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない。休憩時間の付与に当たっては、①労働時間の途中に与えなければならない、②原則として一斉に与えなければならない、③自由に利用させなければならない。ただし、②について、地方公務員は、条例に定めがある場合、交代制により、又は個々の職員別々に休憩時間を与えることも認められる。休日については、労働基準法に基づき、毎週少なくとも1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えなければならない。

次に時間外勤務命令については、給特法の対象となる公立学校の教育職員とそれ以外とで取扱いが異なる。公立学校の教育職員については、給特法により、正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として、時間外勤務は命じないものとされており、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、「政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」とされている。したがって、公立学校の教育職員に時間外勤務を命ずる場合は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」で定められている業務(いわゆる「超勤4項目」)に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られる。また、時間外勤務を命ずるに当たっては、健康及び福祉を害さないように考慮しなければならない。なお、上記の時間外勤務を命ずるに当たっては、労働組合等との書面による協定(いわゆる「36協定」)を必要としない。時間外勤務手当及び休日給を支給せず、勤務時間の内外を問わず包括的に評価して教職調整額が支給される。一方、公立学校における教育職員以外の職員(事務職員、学校栄養職員等)については、給特法は適用されず、労働基準法及び条例の定めるところにより、時間外勤務を命ずることができ、時間外勤務手当又は休日給が支給される。なお、この場合には、労働組合等との書面による協定を必要とする。

- ・36協定の協定書等説明。都立学校特例協議の現状など。
- ・働き方改革推進法において改正された労基法について説明

平成31年4月から、年10日以上の日休が付与される労働者に対して、うち年5日について、使用者が

時季を指定し取得させることが必要となりました。時間外労働の上限は原則として月 45 時間・年 360 時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。これに違反した場合には罰則（6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金）が科せられます。臨時的な特別の事情（特別条項）でも時間外労働が年 720 時間、複数月が平均 80 時間、月 100 時間未満という法律による上限が決められました。（今までは年 6 か月まで上限なし）

次に、第 4 章として学校及び教師が担う業務の明確化・適正化があります。この章では、これまでの学校や教員が担ってきた業務を 14 に分類し、表のように整理されています。

基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務とし、詳細については別紙 2 に記載されています。特に最近話題になっている学校徴収金の徴収・管理については、学校以外が行う業務として分類されています。

文部科学省はこの答申を受け、2019 年 7 月 31 日、学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について、各都道府県知事や指定都市市長、教育委員会に対して通知を行いました。これによると、「学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、先進的な地方公共団体の取組みを踏まえれば、未納金の督促等も含めたその徴収・管理について、基本的には学校・教師の本来の業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきであるとされたところである。特に、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とされるべきとされた答申を受けて、この度、文部科学省においては、地方公共団体における学校給食費の公会計化を推進し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことにより、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的として、別途の通り「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成し、文部科学省のホームページにおいても公表している。各地方公共団体におかれては、本ガイドラインを適宜参考として、学校給食費の公会計化の取組を一層推進いただきますようお願いいたします。さらに、学校給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても、答申を踏まえ、未納者への督促等を含め、徴収・管理を地方公共団体の業務とすることや学校を経由せずに保護者へと業者等の間で支払いや徴収等を行う方法など、学校の負担軽減を図る取組の推進について、引き続き適切な対応をお願いします。また、都道府県教育委員会におかれては、域内の市長町教育委員会及び市町村長に対して、本件の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。」と記載されており、地方公共団体に向けて、ガイドラインを参考に学校給食費の公会計化の取組を一層推進するよう要請しています。

- ・校務改善推進会議説明

- 学校マネジメント事業、スクールサポートスタッフ配置支援事業、校務改善取組

- ・広尾小における業務のあり方について

- ICT 機器活用、R2 年度約 25 億円かけて機器更新、

- ビジネスチャット Teams 活用、Excel 等のデータ活用、整理整頓方法 等

- ・東京 2020 業務協力について

第 5 章として学校の組織運営体制の在り方とあります。2019 年度小中学校事務職員定数について、資料掲示。現在小学校は学校数 1278 校・基本定数 1251 人、中学校は学校数 622 校・基本定数は 600 人となっています。次に東京都における学校経営支援組織設置状況について、資料掲示。経営支援部は、副校長・主幹教諭・事務職員・教諭・用務職員などにより構成し、副校長の実務の支援、各分掌間の調整、学校内の資源管理をメインとして校務改善を行うことが目的となっています。今年度設置数については資料地区別一覧表にて確認してください。2012 年は小学校 156 校、中学校 82 校計 238 校でした。2019 年は小学校 636 校、中学校 288 校計 924 校となり、約半数の学校が経営支援組織を設置していることが分かります。

- ・広尾小の校務分掌について説明

共同実施について、現在までの経緯を簡単に説明します。2012 年、平成 24 年 4 月に東京都教育委員会が公立小学校事務の共同実施についてという形で江東区の中学校と武蔵村山市をモデル地区に選定し、全都本格実施に向けて試行開始し、現在共同実施が行われております。2013 年度には江東区、武蔵村山市の試行実施が行われ、2014 年は実施校が江東区中学校 7 校 1 拠点、武蔵村山市は 7 校で 1 拠点と拡充されました。2015 年度は武蔵村山市全 14 校実施 2 拠点、江東区は中学校 16 校 3 拠点、清瀬市 4 校で実施 1 拠点、そして 2016 年には東村山市、2017 年度は小金井市、2018 年には国分寺市、立川市、狛江市、墨田区にて共同実施一部試行を含む、で行われております。そして 2019 年度には多摩市で 7 校 7

名の1拠点、試行実施が行われております。こちら私は実際にお仕事していないので、働き方改革に絡めて本当に業務が楽になっているのか、一人ひとりの負担が過剰になっていないのかが懸念されます。

少し最近話題になっていましたけれども、来年度から会計制度任用職員も導入が始まります。たまたま私が少し見ていたところでは、この会計制度任用職員の募集案内というもの東京都教育委員会に出ています、これは11月19日ですね。これが公立小中学校事務共同実施支援職員という形で出ていました。採用予定人数が、墨田区7名、江東区6名、小金井市7名、立川市19名、国分寺市8名、清瀬市2名、武蔵村山市4名。職務内容は公立小中学校の共同実施を行う学校における業務で、総務・給与・人事・雑務・学務及び福利厚生及び関係事務処理その他に付随する業務、という形で募集案内が出ていました。主な勤務条件は、年間192日、1日7時間45分、月給は19万4000円になっています。原則毎月15日に支給。第2種報酬、確か会計年度任用職員になると、報酬じゃなくて給与になると聞いたのですが、報酬という形になっていますね。

その他に最近、私達の学校事務職員に関係してくるか分かりませんが、東京学校支援機構 TEPRO（ティープロ）というものが最近話題で出ています。皆様もご存知かもしれませんが、これが昨年1月31日に出された新財団の設立について概要となっています。③の学校事務を効率化、事務職員による教員支援等を推進、学校事務の負担を軽減し事務職員の教員サポートや学校経営への参画を推進する、というような事らしいです。あまり良く分かっていません。こちらが学校の事務センター機能、都庁グループの一環として業務を包括的に受託可能、新財団による支援という新たな選択肢を区市町村に提供可能。契約等の事務関係から迅速な利便性に課題、体制コスト必要に加え職員の異動によりノウハウの継承が困難である。ということらしいです。おそらく小学校には関係してこないのかなと。こちらが実は財団法人契約職員事務の募集要項をたまたま見つけました。これを見てみると、(2)のエのところ、都立学校等における施設維持管理業務の受託にかかる業務と書いてあるので、おそらく都立高校の施設の関係の仕事をするのかなというところですね。たまたま見つけたのでご紹介をしておきます。その他、最近話題に出ているものが、この総務事務センター。これは都政新報の記事です。6月18日ですが、都庁職員の働き方を大きく変えるということで、総務事務センターを2020年、先程会長のほうからも少しお話がありました、実施していくということです。各所属の庶務担当などによって給与・旅費や共済、福利厚生に関する業務などを一括で処理する組織だという話のようです。少しご紹介をしておきます。

最後に、こちらはご覧になりましたでしょうか。最近、教育委員会のホームページに「学校における働き方改革の成果と今後の展開について」ということで令和2年1月付でホームページに載っています。平成30年度における働き方改革の取り組みや成果等を明らかにするなど、改革のフォローアップを進めてきた。今後も展開しこれを公表するものである。ということでつらつらと。この辺りは先程、児玉課長が載せていた資料と同じような形で出ております。私が気になりましたのは、今後の展開、令和2年の主な取り組み、小中学校における取り組みとあります。在校時間の客観的な把握や業務改善の推進に向けた取り組みを進める区市町村に対し、在校時間を把握するためのシステムや統合支援システムの導入、学校徴収金業務の効率化にかかる財政支援を実施、小学校における英語指導教員について拡充する。スクールサポートスタッフを1500人に拡充する。学校マネジメント強化を拡大させる。さらに見ていくと、この取り組み一覧というところがあります。私が一番気になったのは、もちろんICカードシステムもそうなのですが、ここにも学校徴収金業務の効率化支援と出てますけれども、一番気になったのは、これです。3番の、学校を支える人員体制の確保というところに、都費事務職員の標準的職務内容というものがあります。文科省において学校における働き方改革に向け、学校管理規則及び標準職務モデル案等の提示を予定しており、その動向を踏まえ学校事務職員のあり方を検討と書いてあります。もしかしたら新しい標準的職務的なものが出るのかなという文言になっています。以前、確か平成22年度ぐらいに教育委員会から通知がされて、標準的職務という形で、おそらく事務職員会の方でも質問を出していたような記憶があります。今後こういうものが出てくるのかなというところで、最近の動向ですのでホームページを見ていただければご確認できると思います。

以上、私なりに思うこと、考えることを話させていただきました。何か一つでも皆さん自身の働き方改革のヒント・参考になれば幸いです。ありがとうございました。

(当日の録音を元に、広報部で編集・再構成しました)